

<b>会 議 録</b>					
<b>会 議 名</b>	第 11 回市貝町自治基本条例町民検討委員会				
<b>日 時</b>	平成 30 年 11 月 6 日（火）18:30～20:10				
<b>場 所</b>	市貝町役場 2 階大会議室				
<b>出 席 者</b>	委員 8/14 名、 事務局 4 名				
<b>傍聴可否</b>	可	<b>傍 聴 者</b>	0 名		
<b>会議次第</b>	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 最終報告書について (2) その他 4 その他 5 閉会				
<b>会 議 内 容</b>					
<p>1 開会（事務局）</p> <p>2 委員長あいさつ(委員長)</p> <p style="padding-left: 2em;">いよいよ大詰めとなってまいりました。おかげさまで、ここまでたどり着くことができました。地域座談会やパブリックコメントを行ったなかで、いただいた意見をまとめていけたら良いと考えています。これまで、作業部会には大学生の参加もあり、良い機会となりました。検討委員会は今日で最後となりますが、しっかりとまとめていくこととします。</p> <p>3 議題（進行：委員長）</p> <p>  (1) 最終報告書について</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top; padding-right: 10px;">委員長</td> <td> <p>地域座談会やパブリックコメントも実施し、町民の声もいただいたので、原案と向き合って修正するところは修正していくこととします。</p> <p>条例の名称について、恒久的な条例になるので、サシバの文言をいれるのに否定的な意見もありますが、いままでの検討委員会でまとめてきたとおり、サシバの里を入れていきたいと考えています。</p> <p style="margin-top: 20px;">(次頁へ)</p> </td> </tr> </table>				委員長	<p>地域座談会やパブリックコメントも実施し、町民の声もいただいたので、原案と向き合って修正するところは修正していくこととします。</p> <p>条例の名称について、恒久的な条例になるので、サシバの文言をいれるのに否定的な意見もありますが、いままでの検討委員会でまとめてきたとおり、サシバの里を入れていきたいと考えています。</p> <p style="margin-top: 20px;">(次頁へ)</p>
委員長	<p>地域座談会やパブリックコメントも実施し、町民の声もいただいたので、原案と向き合って修正するところは修正していくこととします。</p> <p>条例の名称について、恒久的な条例になるので、サシバの文言をいれるのに否定的な意見もありますが、いままでの検討委員会でまとめてきたとおり、サシバの里を入れていきたいと考えています。</p> <p style="margin-top: 20px;">(次頁へ)</p>				

委員長	前文の語呂合わせについて、「い」に関して、無理があるのではという意見がありましたがいかがでしょうか。
委員 a	最初から意見を述べるのではなく、やわらかい表現があってもよいのではないのでしょうか。
委員長	やはり原案のとおりとします。 前文のなかに「ぼくたちは、なんでいちかいまちにやってくるの？」という文章がありますが、「ぼくたちサシバは」としたらどうかという意見がありましたが、意見のとおり修正するものとします。 前文最後のサッチャンのコメントに「愛と感謝に満ちた美しく住みよい市貝町」とありますが、「安全な環境で安心して快適な市貝町」としてはどうかと意見がありましたが、原案のとおりの方が分かりやすく原案のままでいくこととします。 前文最後の解説に、憲法の記載がありますが、削除しても良いのではないかという意見がありましたが、いかがでしょうか。
委員 b	憲法のことを考えると削除してもよいのではないのでしょうか。
委員 a	立ち位置を誤解されるより削除したほうがよいと思います。
委員長	ご意見のとおり立ち位置を考えて削除するものとします。 また解説のなかで、「こどもたちも読みやすいようにしていきます」とありますが、「理解が容易にできるようにしていきます」のほうが良いのではという意見がありましたが、「こどもたちにも分かりやすいように」の表現は譲れないので原案のとおりとします。 第1条第2項において「町を創り上げる」の表現を「地域社会を実現する」という意見がありましたがいかがでしょうか。
委員 a	地域社会を実現するという表現は堅くなるので、「町をつくり上げる」と平仮名で記載し、心をつくると、ものをつくると広い意味で表現するのも良いのではないのでしょうか。
委員長	ほかの文章にも影響がなさそうなので、「町をつくり上げる」という表現でいくこととします。 第1条の解説のなかで、「大人だけでなくこどもたちにもわかる」という表現を「だれもが理解できる」に変更してはという意見がありましたが、「こどもたちにもわかる」という表現を残しておきたいので原案のままでいくこととします。 第2条の(1)のなかで、「住所を有する人」とありますが、「居住している人」と表現するのはどうかという意見がありましたが、「居住」という表現よりは「住所を有する人」という表現を生かし原案のままでいくこととします。 また、「在学する人」とありますが、「通学」にしてはという意見がありましたが、町内においてとありますので、「通学」という表現よりは「在学」という表現の原案でいくこととします。

<p>委員長</p>	<p>第2条の(5)において「関わり」とありますが、「参加し」の表現のほうが良いのではという意見がありました。が、「関わり」という表現は、「参加し」より弱い意味合いと感じとれますが、文章の繋がりから原案のままいきます。また、「行動をすること」という表現を「役割を担うこと」としてはという意見がありました。が、原案のままいくこととします。</p> <p>第2条(6)において「目的を共有し」とありますが、「まちづくりに関する共通の目的を達成するため」としてはどうかと意見がありました。が、対等な関係と説明しており、原案のままいくこととします。</p> <p>第2条(7)において、「心豊かな生活を送ることを目的として」とありますが、「安全な環境で安心して快適な生活ができることを目指して」という表現はどうかという意見があり、前の文書の流れから原案のとおりとします。また、「組織、集団」という表現がありましたが、「組織及び集団」としてはどうかという意見がありましたが、組織と集団と言葉が2つの並びなので修正することとします。</p> <p>第2条の「条例を読むことができます」を「条例を理解することができます」という表現はどうかという意見がありましたが、説明するところで、「よりよくするためにも理解することができます」と修正していくこととします。</p> <p>第3条のところで、「基本的な考えとします」という表現を「基本方針とします」という表現はどうかと意見がありましたが、原案のとおりとします。</p> <p>第3条第1項(1)のところで「公正」でとあるが、「差別の無い光栄で」としたらよいのではと意見がありましたが、お互いに理解し合いというところで原案のとおりとします。</p> <p>また(2)のところで「責任を果たした」という表現を「役割と責任を自覚し」に変更したらどうかという意見がありましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員 a 委員長</p>	<p>同じような表現が並んでしまうので、原案のとおりで良いのではないのでしょうか。やはり原案のままいくこととします。また(3)において、「自ら進んで行動し、参画と」という表現を「主体的かつ積極的に参画し」としてはという表現が良いのではという意見がありましたが、かたい表現となるので原案のままとします。</p> <p>第4条第2項において、「この条件と矛盾が生じないようにします」という表現を「この条例の趣旨に基づき整合性を図るものとします」という表現はどうかと意見はありましたが、原案のほうが分かりやすいので、原案のままとします。</p> <p>第5条において「生活を営む」とありますが、「安心して生活を営む」という表現はどうかという意見がありましたが、意見のとおり「安心して」をいれることとします。ご意見はありがたいことです。</p> <p>第6条において、「果たします」という表現を「有するものとします」という表現はどうかと意見がありましたが、シンプルに原案のままとします。また、「解決にあたります」という表現を「解決に努めます」という表現にしたらどうかという意見がありましたが、原案のままいくこととします。</p>

委員長

第6条(5)のところで、「美しい里地里山とある」が、「里地里山の豊かな」という表現はどうかという意見がありました。ご指摘のとおり修正することとします。

第7条第1項において「果たします」とありますが、「果たすとともに、公正かつ透明で開かれた議会運営を行うよう努めます」としてはどうかという意見がありました。原案のままとします。

第7条第2項において、「公正で誠実に議員活動を行い自己の能力を高める努力をします」という表現を、「町民の代表者として議会の権限を適切に行使するため、自己及び相互研鑽に努めるとともに、公正かつ誠実に議員活動をいたします」の表現はどうかと意見がありました。町民のために公正かつ誠実に議員活動を行い、と修正していくこととします。

第8条第2項において、「町は、町民と協働しながら誠実に職務に専念します」とありますが、第2項を削除するか「町民と協働しながら」を削除してはどうかという意見がありました。協働しながら」という文言をいれたいので原案のままとします。また第3項において、「町民の意向把握に努めます。また、公正で誠実な」という表現を「町民の信託に応えるとともに、公正かつ誠実に総合的に」としてはどうかという意見がありました。文章のつながりもおかしくないので原案のままていくこととします。

第8条第4項において、「まちづくりを支援するため」とありますが、「まちづくりに必要な支援をするため」という表現はどうかと意見がありました。原案のままとします。

第8条第5項において、「町民のために、自己の資質向上に努め誠実に職務に専念します」とありますが、「町民全体の奉仕者であり、職務の遂行に必要な資質向上に努め、公正かつ誠実に専念します」としてはどうかと意見がありました。シンプルに表現していきたいので、原案のとおりとします。

第9条において、「最上位計画」とあるが、「町の最上位計画」にしてはどうかと意見がありました。町」といれなくても文章のつながりで理解できると思うので原案のとおりとします。また、「町民とともに策定します」とありますが、「町民参画の下に策定します」という表現はどうかという意見がありました。柔らかい表現の原案のままていくこととします。

第10条において、「無駄がなく目にみえてわかる町政運営のため目標設定に基づく行政評価を行い」とありますが、「効率的かつ効果的で透明性の高い町政運営のため町民参画のもと目標設定に基づく行政評価を行い」の表現にしてはどうかという意見がありました。分かりやすく表現するために原案のままていくこととします。また、「施策の見直しや組織の改善などに反映させます」という表現を、「施策の見直しや組織の改善など健全な町政運営に反映させます」という表現はどうかと意見がありました。硬くならないように原案のとおりていくこととします。

委員長	<p>第10条の解説のなかで、「町政運営において不要なものが見えてきます」という表現を「町政運営における改善点、見通し点の課題が明らかになります」という表現はどうかと意見がありますが、見通し点という表現はおかしいと思うので、「町政運営の課題や改善点がみえてきます」と修正することとします。</p> <p>第11条の「計画的で健全な財政の運営」という表現を、「行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政の運営」としてはどうかと意見がありました。また、第11条の解説のなかで、「適正な財政運営」とありますが、「効率的かつ効果的な財政運営」という表現はどうかという意見がありました。説明ということで追加するのはどうでしょうか。</p>
委員b	ひとことで適正なまとめのほうはよいのではないのでしょうか。
委員長	<p>それでは原案のままにいくこととします。</p> <p>第12条第2項において、「災害などの」とありますが、「平常時の備えを自覚し、災害などの」という表現はどうかと意見がありました。また、第12条の解説のなかで、「町民は指示や救援を待つのではなく自発的に行動し」という表現を、「自助、共助で初期行動を迅速に行い」としてはどうかという意見がありました。また、「かけがえのない命」とありますが、「かけがえのない生命・財産を」という表現はどうかと意見がありました。いかがでしょうか。</p>
委員b	「かけがえのない」を付けるので、「命」になるのではないかと。
委員長	<p>まずは「命」を守るということで原案のままにします。</p> <p>第13条第1項のなかで、「情報共有」とあるが、「情報を共有」としてはどうかという意見がありました。修正していくこととします。また第2項において、「利益を守ります」を「利益を保護します」にしてはどうかと意見がありました。こだわりを持つての表現だったので、原案のとおりとします。また第13条の解説のなかで、「個人情報を守ることで」という表現を「個人情報を保護することで」という表現はどうかという意見がありました。原案のとおりとします。</p> <p>第14条において、「積極的に参加します」という表現を「関心を持ち積極的に参画します」という表現にしてはどうかという意見がありました。また、「それぞれの立場を理解、尊重し」という表現を、「それぞれの立場を理解し目的を共有し」としてはどうかという意見がありました。原案のままにします。</p> <p>第15条第1項において、「こどもが健やかに育つ環境」という表現を「こどもが健やかに安全で安心して育つ環境」という表現にしてはどうかという意見がありました。原案のままにします。また第2項において、「まちづくりに」という表現を「こどもたちがまちづくりに」という表現はどうかという意見がありました。「こどもが」という主語が重なってしまいます。</p>
委員c	こどもの意見を尊重するのであって、「こどもが」といってしまうと分かりにくくなってしまわないのでしょうか。

委員長	<p>そのとおりなので原案のままとします。また「参加する機会」を「参画する機会」という表現にしてはという意見がありましたが、こどもたちが参画するまでにはいたらないということで参加とい原案のままです。</p> <p>第17条第2項の「3分の1」というところを、「10分の1」にしてはという意見がありましたが、これまでの意見から「3分の1」の原案のままです。</p> <p>第5章において「垣根を越えた」とありますが、「地域を越えた」にしてはという意見がありましたがいかがでしょうか。</p>
委員 b	「垣根を越えた」という表現のほうがかっこよい表現ではないでしょうか。
委員長	<p>「垣根を越えた」という表現のほうが定着しているので原案のままです。</p> <p>第18条第1項において、「行政課題などについて効率的、効果的に解決します」とありますが、「まちづくりを推進します」という表現はどうかという意見がありましたが、行政課題を解決するためには、まちづくりの一貫になるので柔らかく表現するためにも、ご意見のとおり修正することにしましょう。</p>
委員 d	広域的なまちづくりを行っていく訳ではないでしょうか。
委員長	行政課題を解決する表現に含まれ、広い意味合いとなります。「広域的な」という文言は外せませんが、いい表現となるので修正しても良いのではないのでしょうか。
委員 c	分かりやすく良い表現になると思います。
委員長	<p>それでは意見のとおり修正していきましょう。</p> <p>第18条第2項において「地域」を「市町村」としてはどうかという意見がありましたが、いかがでしょうか。</p>
委員 b	「地域」とするならば、第1項の流れから「市町村」という意味合いは出てくるのではないのでしょうか。
委員長	<p>「地域」のままではよいのではないのでしょうか。広い意味で地域を捉えるとし、原案のままとします。また、「国内交流活動」とは、なかなか使わない表現になります。</p> <p>「町民の交流活動」という表現に変更するのはどうでしょうか。他の国と交流というよりは、他の国の市町村と交流していくレベルになるのではないのでしょうか。</p>
委員 a	国と地域とは、よく使う表現であり、地域は広がりをもつので、「市町村」という表現のほうがよいのではないのでしょうか。
委員長	<p>第3項の「他の国との交流」という表現も気になることです。文化や教育という意味もでてくることとなります。「町民の国際交流活動を支援します」は原案のままです。</p> <p>「国との交流」という表現がひっかかるので、第3項は、「町民の国際交流活動を支援します」ということにします。第2項はいかがなものでしょうか。「地域」という位置付けは難しくなります。</p>
委員 b	第2項は、「町民の地域交流活動」とするのはどうでしょうか。あとは、「地域」を「市町村」に変更するか検討する必要があります。
委員 a	「町民の国内における他の地域との連携や交流を図る活動の支援を行います」はどうでしょうか。

委員長	「町は、町民の国内交流活動を支援します」のほうがすっきりくるのではないのでしょうか。
委員 a	「国内交流活動」という表現はそもそもあるのでしょうか。「国内における交流活動」という表現のほうがよいのではないのでしょうか。
委員長	第2項が国内、第3項が国外ということで良いのでしょうか。「町は、町民の国際交流活動を支援します」とシンプルにすると良くなるのではないのでしょうか。
委員 b	第2項、第3項を合わせての表現でも良いのではないのでしょうか。
委員長	合わせるとなると、第2項は、「町は国内外における町民の交流活動を支援します」となり、第3項は全削除になります。 第18条の解説のなかで、「他の地域等も利益となるよう」という表現を、「他の市町村との共存関係を深め」にしてはという意見がありましたが、「連携や交流を図る」という文言を抜いてしまったので、結びつきや表現から考えると削除するとすっきりするのではないのでしょうか。解説のなかで、「当町ではなく、他の地域等も利益となるよう、連携や交流を図ることができ、また」という文章を削除することとします。
委員長	第19条第1項(3)において、「市貝町の産業を守り発展させます」とありますが、「産業の振興を図り、地場産業の発展を図ります」にしてはという意見がありましたが原案のままとします。また、「外部へ発信します」という表現を「町内外へ発信します」という表現にしてはという意見がありましたが、いかがでしょうか。
委員 d	まだまだ町内にも発信していく必要があると思います。
委員長	それでは、意見のとおり修正していくこととします。また(5)のところで、「文化を後世に伝えるため、その重要性を認識します」という表現を、「文化の重要性を認識し保護に努め、伝承できるように努力します」にしてはどうかという意見がありましたが、後世に伝えるためという表現は重要になります。
委員 a	後世に伝えるのが重要となるのであれば、「重要性を認識し後世に伝えます」になるのではないのでしょうか。
委員 d	原案のままだと、文化を認識して終わってしまう表現ではないのでしょうか。
委員長	「文化の重要性を認識し、後世に伝えます」の修正にします。 第20条において「検証する」とありますが、「町民参画のもと検証する」にしてはどうかと意見がありましたが、「参画」という表現は使っているので原案のままにしていこうとします。 これまで修正を盛り込んだ意見としてまとめていきたいと思っています。 それでは、報告書(案)をみていくこととします。20条にまとまってきれいになりました。
事務局	報告書の資料についている条文ですが、今回修正した箇所を直していこうかと考えています。条例素案のなかに、「サッチャン」がでてくるのですが、ゆるキャラの名前よりは、「サシバ」のほうがしっくり来るものとは思っています。

委員長	それでは、「サッちゃん」という表現を「サシバ」に直していきましょう。数ページにまとめたが、我々の意見のつまったものとなりました。16ページには設置要綱、18ページには名簿まで記載いただき事務局には感謝申し上げます。名簿のなかで、「宇都宮大学生」のところにおいて、「大学院国際学研究科」を入れていただき、留学生の名前のところに、1字開けていただきたいと思います。
事務局	それでは、大学院の学科と名前のところに一文字開けてまいります。スケジュールや広報のページのところにもページ番号をつけていくこととします。はじめにの文章もみていただきたく思っています。
委員長	書いていただいた内容で、十分に想いも詰まっております良い内容になっているのではないのでしょうか。書くだけでも大変なのに素晴らしい内容となっています。
事務局	作ってからが大変なこと、条例についての周知も難しかったことの現実を文章化してみました。
委員長	文章の下から3行目の、この条例の趣旨を共有しのあとに「、」が入るとさらに分かりやすくなるのではないのでしょうか。事実だけでなく、思いも詰まっているので、このままでいけたらと思っています。平成30年11月のところに日付ははいらないのでしょうか。
事務局	中村委員長から町長へお渡しする際に日付が入れられればと思っています。
委員長	それでは、今後の流れを確認できればと思います。
事務局	今後は、報告書を提出していただき、12月上旬の会議に上程する予定です。施行は来年4月1日からになるのではないかと考えています。
委員長	ありがとうございました。

4 その他（特になし）

5 閉会（事務局）

長い期間に渡りまして、ご検討いただき誠にありがとうございました。はじめにの文章にあるように、制定するのが目的ではなく、どう生かしていくかが課題になりますので、これからも皆様のご協力をいただきたく思います。これにて閉会にいたします。誠にありがとうございました

**会議の様子**

